

○山梨県警察被害少年相談所活動要領の制定について

〔平成26年3月19日〕
例規甲（少サ）第149号

（概要）

この要領は、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対するフォローアップ活動、継続的な支援活動等の適正な推進を図るため、被害少年相談所の設置及び活動に関し必要な事項を定めたものである。